請　　　書

須崎市立○○○○学校における備品の納入業務について、金○○○，○○○円（内消費税○○○，○○○円）を以って、平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日までに指示どおり業務を完了することをお請けします。

平成○○年○○月○○日

【請負人住所】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【請　負　人】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

須崎市長　様

記

1. 納入場所：　須崎市立○○○○学校
2. 納入物品：　○○○○（規格　　　　　　　　　）
3. 納入品数：　○○　台
4. 物品金額：　￥○○○，○○○円（内消費税○○○，○○○円）

（契約事項）

１ 受注者は、発注者へ提出する請書及びこの契約事項（以下「請書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、表記の契約金額をもって、表記の受託業務（物品）を表記の履行期限までに完成（納入）すること。

２ 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

３ 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

４ 受注者は、発注者からの履行期限若しくは契約内容の変更又はこの契約の全部若しくは一部を解除することについての協議に応じること。

５ 受注者は、天災その他やむを得ない事由により履行期限までに完了（納入）の見込みがなくこれを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、発注者に履行期限の延長について届け出ること。

６ 発注者は、受託業務完了の通知を受けたとき（物品が納入され、指定の納品書を受理したとき）は、その日から10日以内に検査を行う。受注者は、検査の結果、改造、補修等を要求されたとき、又は不良品があるとされた場合において発注者から良品との引換え又は手直し等を要求されたときは、指定期間内にこれを行い、完了したときは更に検査を受けること。

７ 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約代金を支払う。なお、契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定する率を乗じて計算した額（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を発注者に請求することができる。

８ 受注者の帰すべき事由により履行期限内に受託業務を完了することができない（物品を納入することができない）場合において、発注者は、契約金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により決定する率を乗じて計算した額（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を受注者に請求することができる。

９ 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても異議がないこと。またこの場合において、第1 号の規定に該当するときは、発注者は何ら催告を要しないこと。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により、履行期限内に受託業務を完了しないとき（この契約を履行しないとき）又は完了する（履行する）見込みが明らかにないと認められるとき。

(2) 正当な事由がなく、着手時期を過ぎても受託業務に着手しないとき。

(3) 契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(4) 前各号のほか、この契約事項に反し、その違反によってこの契約の目的を達成することができないと発注者が認めたとき。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

10 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称にかかわらず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)を、受注者が法人である場合には非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者又は経営若しくは運営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が須崎市暴力団排除条例(平成23年須崎市条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団等(以下「暴力団等」という。)であると認められるとき。

(2) 役員等が業務に関し、暴力団等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

(3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(6) 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(8) 受注者が、(1)から(6)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((7)に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(9)第12項に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。

11 受注者が、前項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

12 受注者は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団等による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けたときは、その旨を発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

13 請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者において協議して定める。